

建築担当部長	係長	係

随意契約理由書

件名	東部市場仲卸売場棟火災復旧緊急補修工事
契約の相手方	柳原建設株式会社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当
<p>随意契約の理由</p> <p>本工事は、令和元年7月8日（月）18時35分頃、東部市場水産仲卸売場棟において発生した火災による損傷部の緊急復旧工事である。</p> <p>屋根および店舗を構成している鉄骨部材において、煤の付着や塗料の剥離が目視で確認できる他、屋根材の変形、トップライトの破損、樋の脱落が見られ、屋根材の飛散や屋根からの漏水が懸念されるため早急な対策が必要である。</p> <p>また、火災による影響で鋼材およびボルトの強度低下が懸念されるため、火害調査・診断を実施し必要な補強等を施す必要がある。</p> <p>上記業者は、当該建物の改修の実績があり、市場の状況についても十分把握しており、迅速に緊急作業の施工ができることを確認出来たため。</p>	
担当部署 （問合せ先）	建築住宅局 建築課 建築第2係 （電話番号 078-595-6591）